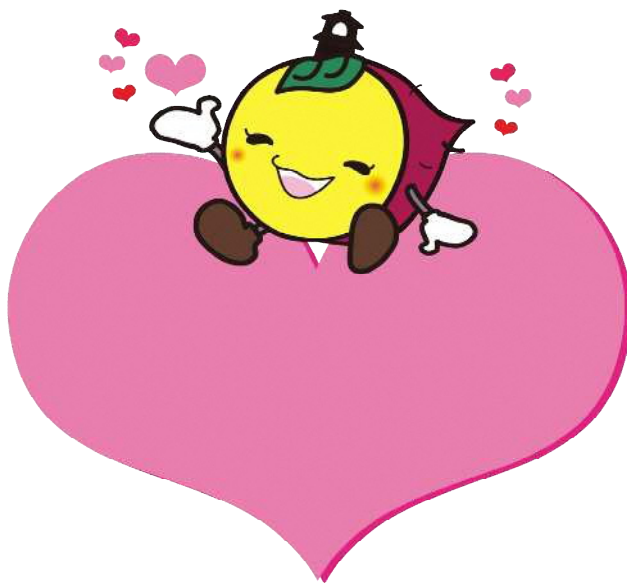


せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



かわごえしますこっときゃらくたー
川越市マスコットキャラクター ときも

この「しおり」は、せいかつ ほ ご せいど 生活保護制度のしくみや しんせい てつづ 申請の手続きについて
せつめい 説明したものです。

わからないことやご そうだん かた 相談のある方は、お きがる せいかつ ふくしか 気軽に生活福祉課におたず
ねください。

かわごえししゃかいふくしじむしょ
川越市社会福祉事務所

かわごえしふくしづせいかつふくしか
(川越市福祉部生活福祉課)

せいせい ねん がつかい
平成31年3月改訂

生活保護とは



生活保護は、憲法第25条(生存権保障)の理念に基づき、生活に困窮している世帯に対し、その困窮の程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助けることを目的とした制度です。



生活保護申請手続きの流れ

相談

生活保護の相談については、市役所(生活福祉課)が窓口になります。生活保護制度の仕組みなどの説明を行ないます。また電話相談もできます。
[相談受付時間] 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

申請手続き

生活保護の申請意思のある方は、申請書ならびに調査にあたって必要な書類(収入申告書、資産申告書、同意書など)を提出してください。生活保護は本人、家族またはその他の同居する親族の申請により開始されます。ただし、急迫した状況にあるときは、申請がなくとも保護を開始することがあります。

調査

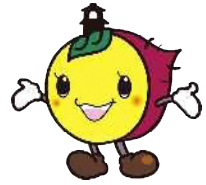
申請すると、原則1週間以内に調査担当員(ケースワーカー)が家庭訪問を行います。生活状況や収入・資産状況、その他生活保護を受けるための要件などを調査します。(さまざまな調査内容が他人に漏れることはありません。)
*生活保護決定後も、定期的に生活保護を受けるための要件などについての調査を行います。

決定

調査に基づき、生活保護が受けられるかどうか書面でお知らせします。
決定事項に疑問があるとき P5「権利として保障されること」をご覧ください。

生活保護が受けられるかどうかは、申請のあった日から原則14日以内(調査に時間を要したときは最長30日まで)に通知します。

生活保護のしくみ



調査で確認をすること

生活保護は、利用し得る資産、能力、その他のあらゆるものを生活の維持のために活用することが前提となります。このため、次の(1)～(4)の各項目について、調査で確認させていただきます。

(1) 資産の活用について

保有する現金、預貯金は生活費に充ててください。

高価な貴金属、有価証券などは売却し、生活費に充ててください。

生命保険に加入している場合は、原則として解約し、その返戻金を活用していただく必要があります。ただし、掛金が少額で貯蓄性が無いものや、解約返戻金などが一定額以下の場合は、解約しなくてもよい場合があります。

自動車、バイク(一定の要件を満たした125cc以下を除く)の保有及び運転(他人名義のものを含む)は原則として認められません。

ただし、6ヶ月以内の就労により、保護からの脱却が確実に見込まれ、保有する自動車の処分価値が小さい場合、また、病気や障害のある方などで、その世帯の状況に応じ世帯の自立に向けて必要である場合などは、保有が認められることがあります。

土地・家屋(不動産)も活用することが前提です。

ただし、居住用の不動産は、処分価値と利用価値を勘案した結果、保有を認めることがあります。

高齢者のみの世帯で、所有する不動産が一定価値以上ある場合には、要保護世帯向け不動産担保型生活資金(リバースモーゲージ)の貸付制度を活用してください。

(2) 能力の活用について

働くことができる方は、その能力に応じて働いて収入を得る努力をしてください。

必要に応じて仕事を探すことの支援も可能です。病気や障害により働くことが難しい方には、医師等の意見を参考にして、その方に合った支援をしていきます。



(3) ご親族への照会について

親、兄弟姉妹、子どもなどのご親族から援助を受けることができる場合は、保護に優先します。

なお、保護申請があったときや保護開始後においては、定期的にご親族に対し、援助の可否について照会を行いません。ただし、家庭内暴力の被害者など、やむを得ない状態にあり援助が期待できないと認められる場合は、照会を見合わせることもあります。

(4) 生活保護制度以外の活用について

年金や各種手当など、他の制度で受けられるものがあれば、生活保護に優先して受けることとなります。

例：公的年金、雇用保険、健康保険、児童手当、児童扶養手当、介護保険や障害福祉サービスなど

生活保護の審査について

生活保護は、最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入額が最低生活費の額に満たない(不足する)場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。

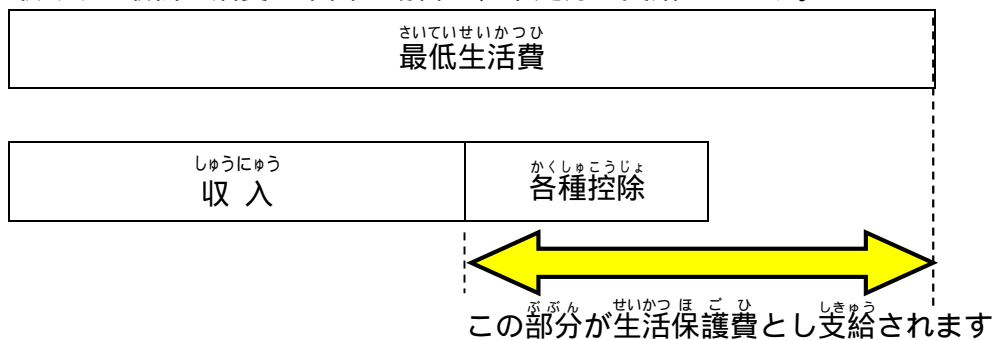
保護は世帯を単位として行います。同一の住居に居住し、生計を一にしている方は、原則として同じ世帯となります。

最低生活費とは
生活保護基準をもとに、世帯の状況に応じて計算された額です。

収入とは
世帯員が働いて得た収入、年金や各種手当、ご親族からの援助、預貯金、保険金、資産を貸したり売ったりして得た収入などになります。

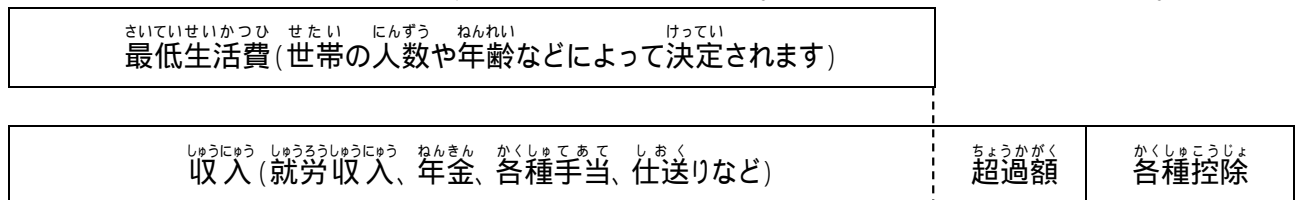
生活保護を受けられることができる場合

収入が最低生活費を下回る場合は、不足分が支給されます。



生活保護を受けられない場合

収入が最低生活費を上回る場合、保護は受けられません。または受けられなくなります。



控除 収入 から除かれる(差し引かれる)ことです。控除された分は手元に残ることとなります。



せいかつ ほ ご かいし 生活保護が開始されたら

せいかつ ほ ご つぎ しゅるい ふじょ せたい じょうきょう おう くに さだ ましゅん しきゅう
生活保護には次の8種類の扶助があり、その世帯の状況に応じて国が定める基準によって支給
れます。

1 生活扶助

しよくひ すいどうこうねつひ いふく
食費、水道光熱費、衣服な
ど日常の暮らしのための費
用を年齢、世帯の人数など
で算定されます。



5 介護扶助

かいごにんてい う かた かいご
介護認定を受けている方が介護
サービスを受ける際の自己負担
は、原則発生しません。



2 住宅扶助

やちん ちだい じゅうたく ほしゅう
家賃、地代や住宅の補修な
どの費用を支給します。



6 出産扶助

しゅっさん ひよう しきゅう
出産にかかる費用を支給します。



3 教育扶助

がくようひん きょうざいひ きゅうしよくひ
学用品、教材費、給食費など
義務教育のための費用を支給
します。



7 生業扶助

しごと つ ぎのう し
仕事に就くための技能、資
格習得のための費用、また
高等学校就学のための費用
などを支給します。



4 医療扶助

びょうき やげがのため びょういん やっきやく
病気やけがのため病院、薬局
にかかる費用は保険診療範囲内
であれば、原則自己負担は発生
しません。

めがね そうく ちりょう
また、眼鏡、装具などの治療
材料などを支給します。



8 葬祭扶助

せたいいん な さい ひつ
世帯員が亡くなった際に必
要な葬儀費用などについて、
支給します。



なお、特別の需要がある方に対応する加算や一時扶助などがあります。

加算の例：妊産婦加算、障害者加算、児童養育加算、母子加算など

一時扶助の例：被服費、家具什器費、入学準備金など



就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に支給できる場合があります。

進学準備給付金

生活保護世帯の子どもが、大学や専門学校等に進学する際に支給されます。

生活保護費の支払い

毎月の生活保護費

- ・振り込みの場合は、原則月初めの平日に指定口座に振り込みます。
- ・窓口支給の場合は、毎月5日（休日の場合は直前の平日）に支給します。

臨時の生活保護費

- ・住居の契約更新料や通学定期代など、臨時で必要となる一時的な生活保護費については、臨時的に支給することもあります。

生活保護受給中は、申請によって減額または免除を受けることができます。

N H K 放送受信料

市県民税、固定資産税

国民年金保険料

住民票などの交付手数料

自立支援医療の上限負担額の変更など

詳細については担当ケースワーカーに確認してください。

権利として保障されること

正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護を受けられなくなるなどの不利益を受けることはありません。

生活保護費など生活保護により支給された金品には、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

生活保護の決定事項に疑問があるとき、生活保護申請の却下、変更、停止または廃止の決定に不服があるときは、決定を知った日の翌日から数えて3カ月以内に埼玉県知事に対して、審査請求をすることができます。

まも 守っていただくこと

はたら けた のうりよく おう はたら けんこう かんり つと てきせつ かけい かんり
働ける方は能力に心じて働き、健康の管理に努め、適切な家計の管理をするなど、
せいかつ いじ こうじょう どりよく
生活の維持・向上に努力しなければなりません。

じゅうたく やちん がっこうきゅうしょくひ きょうざいひ しと しきゅう
住宅の家賃、学校給食費や教材費などは、それぞれの用途のために支給しているもの
ですので、その目的のために使用してください。家賃や学校給食費は、社会福祉事務所
が直接相手方に振り込む代理納付の制度もあります。

せいかつ ほご もくてきたっせい ひつよう しどう しじ
生活保護の目的達成に必要なときは、指導・指示をすることがありますが、この指導・
指示には従ってください。



とどけで 届出いただくこと

せいかつじょうきょう へんか かなら とどけで たと いか ばあい
生活状況に変化があったときには、必ず届出をしてください。例えば以下のような場合で
す。

せたいじょうきょう へんか れい 世帯状況に変化があったときの例

かぞく へんか けっこん しゅつしょう しぼう てんにゆうてんしゅつ にゅうたいがく きゅうがく
○ 家族に変化があったとき。(結婚・出生・死亡・転入転出・入退学・休学・
そつぎょう にゅうたいいん じこ
卒業・入退院・事故など)

じゅうしょ やちん ちだい か てんきょ かなら じぜん そうだん
住所・家賃・地代などが変わるとき。(転居などについては必ず事前に相談
してください。)

しゅうしょく りしよく
就職や離職をしたとき。

けんこうほけん しかく しゅとく そうしつ
健康保険の資格を取得または喪失したとき。

せいめいほけん かにゅう かいやく めいぎへんこう
生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき。

きせい いえ ちようきかんる す
帰省などで家を長期間留守にするとき。

た せいかつじょうきょう おお へんか
その他、生活状況に大きな変化があったとき。

だいがく せんしゅうがっこう かくしゅがっこう いちぶ ぶく しゅうがく せたい じりつじょちょう かんてん
大学(専修学校・各種学校の一部を含む)での就学が、世帯の自立助長の観点
から特に効果的と認められれば、世帯分離できる場合があります。



しゅうにゅう へんか が あった ときの 例
収入に変化があったときの例

なお、事例は一部です。収入はすべて申告が必要です。

きゅうりょう ぼーなす (しょうよ)
給料、ボーナス(賞与)などがあつたとき。

ぱーと、ある ぱいと こうこうせいふく しゅうにゅう
パート、アルバイト(高校生含む)収入などがあつたとき。

ねんきん ふくしてあて こうてきてあて
年金、福祉手当などの公的手当があつたとき。

そうぞく よういくひ しあく しゅうにゅう
相続、養育費、仕送りなどの収入があつたとき。

せいめいほけん にゅういんきゅうふきん かいやくへんれいきん
生命保険の入院給付金や解約返戻金があつたとき。

こうつうじ こ いしやりょう ほしょうきん
交通事故の慰謝料、補償金などがあつたとき。

さいむせいり にかばらいきん もど
債務整理による過払金の戻りがあつたとき。

しききん もど
敷金の戻りがあつたとき。

ふどうさん しさん ばいきやくえき
不動産など資産の売却益があつたとき。

ただ しんこく いが こうじょ しゅうにゅう にんてい と あつが う
正しく申告すれば、以下のような控除や収入として認定しない取り扱いが受けられます。

しゅうろくしゅうにゅう たい こうじょ
就労収入に対する控除

きそ こうじょ しゅうろくしゅうにゅう ばあい きゅうよそうがく おう いてい きんがく こうじょ
基礎控除 就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。

みせいねんしゃこうじょ みせいねんしゃ しゅうろく ばあい きそこうじょ いてい きんがく こうじょ
未成年者控除 未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。

た ひつようけいひ しゃかいほけんりょう しょうとくぜい つうきんこうつうひ ひつようけいひ こうじょ
その他の必要経費 社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

こうこうせい ある ぱいと しゅうにゅう
高校生のアルバイト収入

こうこうせい ある ぱいと しゅうにゅう じゅぎょうりょう ふそくぶん しゅうがくりょこうひ がくしゅうじゅくだい
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代など

そうきじりつ あ みと しゅうにゅう にんてい と あつが
早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いとなります。

た じりつこうせい ひよう みと しゅうにゅう にんてい
その他、自立更生のための費用と認められたものについても、収入として認定し
ない取り扱いができる場合がありますので、申告する際にご相談ください。

せいかつほごじょう かりいれきん ちじん しんぞく しゃつきん かーどろん きゃっしんぐ など げんそく
生活保護上、借入金(知人・親族からの借金、カードローン、キャッシングなど)は原則
しゅうにゅうにんてい しょうかんきん ひつようけいひ こうじょ げんじつ か い りてん
収入認定となり、償還金は必要経費として控除されないのので、現実(げんじつ)に借り入れる利点(りてん)はあ
りません。ただし、じりつこうせい もくてき じぜん しゃかいふくしじむ しゃちやう しょうにん
自立更生を目的とするものであって、事前に社会福祉事務所長の承認(しょうにん)が
あり、かつ、げんじつ しゅし そく しやう しゅうにゅう にんてい ばあい
現実(げんじつ)に趣旨(しゅし)に則(そく)して使用(しやう)されているものであれば、収入として認定(にんてい)されない場合(ばあい)も
あります。

生活保護費の返還と不正受給について

生活保護費の返還について

さししまった事情のため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合には、すでに支給された生活保護費(医療費や介護費を含む)を速やかに返還していただくことになります。たとえば次のような場合です。

不動産(土地・家屋)などが売れたとき。
生命保険などの保険金を受けとったとき。
各種の年金、手当を遡って受けとったとき。
交通事故などで示談金、補償金を受けとったとき。

不正受給をした場合

事実と違う申告をしたり、収入申告義務を怠るなどして、生活保護を受けたときは、支給額の全部又は一部を徴収します。

びょういん 病院にかかるとき



病院にかかるときは、「医療券」もしくは「診療依頼書」が必要となります。「医療券」などは市役所(生活福祉課)または市民センターで交付します。

なお、緊急の場合や夜間、休日などに受診した場合は、後日「医療券」の交付を受けてください。

受診するときは、生活保護法で指定されている病院・医院で受診してください。指定されていない病院・医院で治療を受けたときは、医療費全額を自己負担で支払わなければならないことがありますので、事前にケースワーカーに確認してください。

移送費(通院交通費)は実費が支給されます。申請時には「保護変更申請書」と「領収書(の写し)」を提出してください。ただし、タクシー代については、主治医による要否意見書が必要になりますので、事前にケースワーカーに連絡してください。

じゅうどうせいふく、あんま・マッサージ、はり・きゅうの治療を受けるときは、事前にケースワーカーに相談してください。

めがねやコルセットのほか、治療に要するものが必要なときには、購入前にケースワーカーに相談してください。

しゃかいほけんのある方は、保護開始後も保険証が使えるので、事前にケースワーカーに相談してください。また、新たに社会保険に加入後、保険証が交付された場合は、必ず生活福祉課に届出をお願いします。

医師が後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用が可能であると判断した場合は、原則として後発医薬品が調剤されます。



かいごさーびす 介護サービスについて

ようかいごにんていを受ける必要があるため、介護保険課で申請を行ってください。

かいごさーびすを受ける際に、介護保険証、ケアプランの写しなどの提出が必要になります。詳しくは担当ケースワーカー、ケアマネジャーなどに相談してください。

ちくたんとういん (ケースワーカー) 地区担当員 (ケースワーカー)

ちくたんとういん (担当ケースワーカー) が定期的に家庭訪問や世帯の状況把握、保護決定に必要な調査などを行います。

せいかつ いじ こうじょう、その他生活面で何かお困りのことがあれば、ケースワーカーに相談してください。お聞きした内容などの秘密は守られます。

みんせいいいいん 民生委員

みんせいいいいん みちか そうだんやく、ちいき なか えら 担当区域で地域の皆さんが安心して暮らせるように見守りや相談・支援を行っています。社会福祉事務所との連携もとれていますので、お近くの民生委員にも相談してください。



かわごえしやくしょ ふくしぶ せいかつふくしか
川越市役所 福祉部 生活福祉課

でん わ ちよくつう
電 話 : 049 - 224 - 5784 (直通)

ふあつくす
FAX : 049 - 224 - 6148

いーめーる
Email : fukushi@city.kawagoe.saitama.jp